

2020年11月17日

関係者各位

(一社)日本溶接容器工業会

放置容器（長期保管容器を含む）の処理について

昭和40年代に2kg容器が多く流通していたこともあり、個人所有の小型放置容器の処分について容器メーカーに多くの問い合わせがあります。

LPガスボンベ（容器）は、「高圧ガス保安法」により、有資格者が安全に処分する方法が定められています。長期間使用していないLPガスボンベを発見したら、決して触らず、まず、LPガス販売店へ、連絡先が不明な場合は、都道府県高圧ガス担当課又は都道府県LPガス協会（消費者相談所）へ連絡してください。